

写

財 第 7 1 号  
平成29年9月8日

各 局 長 }  
企 業 庁 長 } 殿

総 務 局 長

平成30年度当初予算の編成について（依命通知）

平成30年度当初予算は、次の方針により編成することとしましたので、予算見積書を調製し、期日までに提出されるよう財務規則第3条の規定に基づき命により通知します。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴所属の関係所属長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

問合せ先  
財政課予算編成グループ 龍  
内線 2262

## 第1 本県の財政状況

本県では、これまで財政健全化に向けた取組みに加え、県内の経済のエンジンを回す施策などを進めてきており、これらの取組みは一定の成果を上げてきました。しかしながら、財政需要に比して不十分な歳入や、義務的経費の比率が高いことによる硬直化した歳出といった構造的な課題の解決には至っていません。

### (29年度の財政状況)

こうした中、平成29年度当初予算は、5年振りに県税収入の減収が見込まれるなど、当該年度の歳入だけでは歳出を賄えず、減収補填債の発行や財政調整基金の取り崩しなどによる「臨時的な財源」を活用し、ようやく収支を均衡させたところであり、実質的には、財源不足を抱えた状態でスタートしました。

今後を見通しますと、県税収入については、これまでの税収動向などを踏まえると、現時点では予算計上した額を確保できる見込みです。しかしながら、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響などの懸念材料も見受けられるため、今後の税収動向を注視していく必要があります。また、歳出面では、年度後半の追加財政需要に対応する必要がありますので、引き続き慎重な財政運営を行っていかなければなりません。

### (30年度の財政見通し)

次に、平成30年度の財政見通しです。歳入面では、県税収入について、県費負担教職員制度の見直しに伴う個人県民税の税源移譲の影響により、29年度当初予算と比べ減額となりますが、その影響を除いた実質ベースでは、企業収益が改善傾向にあることなどにより、増収が見込まれます。しかしながら、29年度の「臨時的な財源」は特例的な対応であったため、これを除き、歳入全体としては減額となる見通しです。

一方、歳出面では、急速な高齢化などに伴い確実に増加が見込まれる介護・医療・児童関係費に加え、教育施設等の公共施設の更新や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応などに多額の費用が生じることが見込まれます。さらに、本県を取り巻く政策課題に対応するための施策・事業に要する財源を確保する必要があります。

### (まとめ)

以上のことから、平成30年度は、現段階で概ね800億円の財源不足が見込まれており、前年度より更に財源不足が拡大していることから、引き続き本県財政は危機的な状況にあると言わざるを得ません。したがって、全庁一丸となって、更なる歳入の確保と徹底した歳出の抑制に取り組んでいかなければなりません。

## 第2 予算編成方針

このような厳しい財政状況の下にあっても、平成30年度は「かながわグランドデザイン 第2期実施計画」の最終年度として、計画に掲げるプロジェクトを着実に推進し、「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するとともに、県政が直面する諸課題、特に県民生活に深く関わる喫緊の課題に対しては、的確に、かつ、スピード感を持って対応していかなければなりません。

そのためには、聖域を設けることなく、あらゆる施策・事業について、これまでの成果を踏まえ、廃止や休止を含めた見直しを行い、真に必要な施策・事業の財源を確保するスクラップ・アンド・ビルド方式を徹底するとともに、様々な工夫をして、必要最小限の費用で事業を構築することが不可欠です。

また、施策・事業の構築に当たっては、県内の経済のエンジンを回し、収入増を図るといった視点や、将来の県の支出を抑制するために、今必要なことに取り組むといった視点を持つことも重要です。

こうしたことを踏まえ、各局においては、働き方改革の視点からも、これまでの施策・事業における成果や課題を徹底的に検証し、事業の必要性、内容を精査するとともに、優先順位の見極めと主体的な事業見直しを行い、より優先度の高い事業等へ財源を重点的に配分していくこととします。

また、予算編成期間中に示される決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘や提言などを踏まえ、必要な対応を図ることとします。

以上のような基本認識のもと、平成30年度当初予算を編成しますので、予算要求に当たっては、各局長は、次の9つの視点を徹底し、第3に示す「予算見積りの基準」に基づいて、年間を通じた見積りを行ってください。

- 1 限られた財源を有効に活用するため、これまで以上にスクラップ・アンド・ビルド方式を徹底するとともに、事業の優先順位を見極めること。

また、毎年度多額の決算不用額が生じている状況も踏まえ、すべての事業について、真に必要な事業費を見積ること。

- 2 政策レビューの対象事業については、知事ヒアリングの場や結果通知などで示された課題を解決するとともに、事業内容を精査し、経費を最大限節減した上で要求すること。

- 3 「行政改革大綱」において、地方公会計を徹底的に活用することとしているが、各局において設定したアウトカム（成果）目標の達成について検証するとともに、必要に応じて事業の見直しを行うこと。

- 4 施設等の整備については、公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置の実現を図るため、更新や長寿命化の計画的な実施はもとより、施設再編等による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。
- 5 政策の立案や実施に当たっては、職員自らが現場の状況を熟知することが重要であることから、実態把握や課題整理などの業務の委託を検討する場合にあっては、その目的や内容に照らして、必要性や効果を十分に見極めることとし、安易に委託することは厳に慎むこと。
- 6 要求限度額については、あらかじめ抑制した上で設定しているが、個々の事業を一律に削減するのではなく、事業の目的、成果及び投資効果に着目して見直すとともに、社会経済情勢や県民ニーズ等を踏まえ、真に必要な施策・事業には財源を重点的に配分すること。
- 7 国の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算編成に反映すること。特に、「社会保障制度改革」については情報収集に努め、将来に過度な負担が生じない制度構築を行うよう関係省庁に働きかけること。
- 8 国から地方への事務・権限の移譲等、国・県・市町村間の負担の変更を伴う制度改正などについては、市町村との情報共有に努め、施策や財政負担のあり方を含めて、改めてゼロベースの視点で対応すること。  
また、見直しに当たっては市町村と十分な調整を図り、理解を得ること。
- 9 厳しい財政状況を踏まえ、国庫補助事業については、これまで以上に情報収集に努め、極力国庫補助を活用できるよう関係省庁等と折衝するとともに、事業費確保を働きかけること。特に地方創生に係る交付金は積極的に活用すること。  
また、民間資金等の確保についても、積極的に取り組むこと。

なお、全庁的な調整を行う必要がある政策課題や、予算要求後の社会経済情勢の変化等に対応して新たに方向性の調整が必要な事項及び別に指示する事項については、編成過程を通じ適宜調整します。

### 第3 予算見積りの基準

既に平成30年度の各事業費の所要額を把握していますが、予算編成基準に定める要求分析区分ごとに、要求枠又は要求限度額を提示しますので、各局は、その範囲内で予算を見積ってください。

なお、細部については、別途通知する「平成30年度当初予算見積りの取扱いについて（財政課長通知）」及び「平成30年度予算編成基準」を参照してください。

特別会計及び企業会計の予算見積りに当たっては、一般会計に準じて措置し、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の徹底に努めてください。